

大府市と学校法人河原学園 人間環境大学との連携に関する包括協定書

大府市（以下「甲」という。）と学校法人河原学園 人間環境大学（以下「乙」という。）は、相互の発展に資するため、次のとおり連携に関する包括協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲乙が市民の健康保持、地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的として、包括的な連携のもと相互に協力する事項に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力事項）

第2条 甲と乙は、次に掲げる事項について連携協力するものとする。

- （1）市民の健康、医療及び福祉に関すること。
- （2）看護分野の人材育成に関すること。
- （3）生涯学習の推進に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、甲乙相互に連携協力する必要があると認められる事項に関すること。

（個別の事業等）

第3条 前条各号に掲げる事項について個別の事業等を実施する場合は、必要に応じて甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（連絡調整窓口）

第4条 甲と乙は、連携協力を円滑かつ効果的に進めるために、それぞれ連絡調整に関する窓口を設置し、連携協力を進めるにあたり必要な連絡調整を行う。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了日の1か月前までに、甲乙いずれからもこの協定の改廃の申し入れがない場合は、更に1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

3 甲と乙は、この協定の有効期間中であっても、協議の上、この協定を改廃することができる。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々その1通を保有するものとする。

平成27年8月24日

甲 愛知県大府市中央町五丁目70番地

大府市

市長 久野 孝保

乙 愛知県大府市江端町三丁目220番地

学校法人河原学園 人間環境大学

学校法人河原学園 理事長 河原 成紀

人間環境大学 学長 八木 聡明